



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	不法行為帰責論の再構成・序説（7）－ネグリジェンス法における事実的因果関係と賠償範囲との「区別」論の検討を中心に－
Author(s)	水野, 謙; MIZUNO, Ken
Citation	北大法学論集, 48(6), 67-95
Issue Date	1998-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15758
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(6)_p67-95.pdf



不法行為帰責論の再構成・序説（七）

——ネグリジェンス法における事実的因果関係と
賠償範囲との「区別」論の検討を中心に——

水野 謙

目 次

- 第一章 はじめに
 - 第一節 平井説とその後の学説に見る「区別」論
 - 第二節 「区別」論に対する近時の批判説
 - 第三節 「区別」論の三つの側面・本稿の目的・分析の視角
- 第二章 ネグリジェンス法における「区別」論の成立過程

第一節 はじめに

(以上、四七卷五号)

第二節 ネグリジェンス法前史

——因果関係はなぜ、どのように問題となったのか
 被告の免責または責任を正当化するための *due to* という言明

——原因の必要的競合事例

第一款 寄与過失事例——イギリスの動き

第二款 寄与過失事例以外の原因競合事例——アメリカの動き

(以上、四七卷六号)

第四節 コモン・ローにおける *due to* テストの顕在化

——原因の「偶然的」な介入事例

第五節 リーガル・リアリストらによる「区別」論の意義

第六節 「完全賠償主義」と「事実と政策との二元論」の関係

——物理的連鎖事例における帰責の在り方

(以上、四八卷三号)

第三章 ネグリジェンス法における「区別」論の揺らぎ

第一節 はじめに

第二節 「事実と政策との二元論」に対する批判(その一)

——いわゆる「不作為」の不法行為事例

(以上、四八卷四号)

第三節 「事実と政策との二元論」に対する批判(その二)

——事実的因果関係の判断枠組みに関する議論の進展

(以上、四八卷五号)

第四節 「事実的因果関係概念の普遍性」に対する批判

——人間相互の「交渉」事例

(以上、本号)

〔補論〕 個人主義的責任原理の変容と帰責の在り方

第四章 おわりに

* 引用文中の傍点は断りのない限り、すべて引用者(水野)が付したものである。その他、本連載における文献または判例の引用の仕方については、本連載(一)(四七巻五号)の冒頭に記した。

第四節 「事実的因果関係概念の普遍性」に対する批判

——人間相互の「交渉」事例

一 われわれは前節までにおいて、不法行為における事実的因果関係の確定と賠償範囲の決定との「区別」論が、今世紀半ばごろから大きく揺らいでいるのを見てきた。すなわち、「区別」論の一面面である「事実と政策との二元論」は、いわゆる「不作為」の不法行為事例においても(第二節)、また事実的因果関係の判断枠組みという観点からも(第三節)、批判を受けているのである。

しかし「区別」論には、もう一つの側面として、「事実的因果関係の有無は、あらゆる損害類型において確認可能ならずである、また確認しなければならない」という、「事実的因果関係の普遍性」を肯定する主張が含まれていた(第一章第三節一)。この主張は、典型的には、加害行為と損害との間に自由意思による行為が介在する場合(交通事故に遭遇後、被害者が自殺する事例など)に顕在化する。例えば、わが国で「区別」論を主張する平井(1992:87)は、この場合は、「当該損害を生じさせないような行為が選択される可能性は常には言い切れ」ないことを認めながらも、なお「あれなければこれなし」公式の適用を強く主張し、「問題が解決困難であるように見えるのは立証上のものである」と説いていたのであった(第一章第一節五)。しかし、この問題は本当に立証の問題に解消できるのだろうか。本節は、

このような「事実的因果関係の普遍性」の当否について検討することにしよう。

以下ではまず、この問題に正面から取り組んだ、ハートとオノレ (Hart & Honore 1985) の因果性に関する見解を検討する (二)。次にハートらの学説をより深く理解するために、その背後にあつて密接に関連している思想的動向 (日常言語学派の見解) を必要な限りで概観する (三)。その上で、ハートとオノレの見解を相対化し、またわが国における解釈論を構築する手掛かりを得るために、いったん目を大陸に転じたい。すなわち、ハートらと直接の思想的つながりはないものの、ハートら日常言語学派と同様、反実証主義の立場から精神科学を自然科学と対置して論じたドイツ歴史学派を始めとする学説の動きと、その系譜を引きつつも、歴史的・個人的な事実をあえて因果的に説明しようと試みたヴェーバー社会学の動きに注目することにしよう (四)。ここで歴史学の知見を参照するのは、¹⁾ 事実的因果関係の認定が、つまるところ一つの歴史的事実をいかに認識すべきか、という問題と深い関連性があると考えられるからであり、またヴェーバー社会学を参照するのは、²⁾ ヴェーバーがドイツの相当因果関係説を社会学に應用しており——ヴェーバーは学界にまず法学者としてデビューした——、ヴェーバー社会学の検討は、ドイツの相当因果関係説ひいてはその影響を受けているわが国の一部の学説と「区別」論との関係を考える際にも、有益な示唆をもたらすと思われるからである。その上で、右で検討した思想的動向が、不法行為訴訟における具体的な解釈論にどのように反映しうるのかについて、幾つかの考察を試みたい (五・六)。

二 まず、ハートとオノレ (Hart & Honore 1985) ⁽³⁾ の主張から検討しよう。ハートらの主張は多岐にわたるが、「区別」論との関係で興味深いのは次のような見解である。すなわちハートらは、日常言語学派の立場から日常会話 (common discourse) における常識的な因果言明の内容を探究することの重要性を説き、われわれの日常会話に見られる因果言明

を次の大きく二つの類型に分けるのである。

第一の類型として、物理的な出来事や人間の行動(原因⁽⁴⁾)が、ある物理的な出来事(結果)を惹起する場合がある。このとき、原因と結果との間には、普遍的なつながり(universal connection)(15)または不変の連鎖(invariable sequence)(24)を特徴とする法則が成立している(23)。ハートらは、これを「出来事の類型間につながりがあることを主張する一般命題(generalization)」とも呼んでいる。なお、この普遍的なつながり、ないし不変の連鎖とは、本稿の用語では、事象aの後にbが続くという反復可能性に相当すると言えるだろう。この反復可能性があり、aが未実現のケースを想定できることによつて初めて、われわれは、a b間の因果関係を——「aがなければ」という能動的な問い掛けを通じて——語りうるのである(前章第四節三①)。

しかし第二に、人間相互の交渉(interpersonal transaction)事例においては状況は大きく異なる。ここでハートらが人間相互の交渉と言うのは、Aの言動がBに対して行為の動機や機会を与えた場合、具体的には、Aの助言や脅迫を受けたBがある行為をした場合や、Aが鍵を掛けないまま外出したことに乗じてBがAの家に侵入した場合などを指しているが(以下、本節における「交渉」とは、このように広い意味で用いる)、このときは、例えば、「AがBを脅迫したからBはある行為をした」という言明は、もし当該状況が繰り返されたのなら同じ行為が続くであろうということを含意または主張するものではないのである(55, xxxvii, 23, 52 同旨)。すなわちAの言動とBの行為との間には、第一類型で見られたような普遍的なつながり(本稿の用語では反復可能性)を特徴とする一般命題は成立しない。Aの言動はBの行為の原因(cause)ではなく理由(reason)を構成しており、従つてBの行為の理由がBの主張どおりであるかを証拠提出の場面で確かめることが求められるときでも、誠実な証人は一般命題を提出するのではなくてBの行為時の熟慮の状況すなわち「心の状態(state of mind)」を再構成することを試みるのが期待されているのである(56)。

ハートらはこのように主張するが、それでは右の第二類型でAの言動がなければBの行為はなかった(あれなければこれなし)という言明は成立するのだろうか。この点についてハートらの見解はやや曖昧であり、Aの言動がBの行為の *sine qua non* 条件でなければならぬということが「仮に真実でも(そしてある文脈では、行為者の理由に関する法的及び非-法的な言明には、このような含意がないように思われる)」(55)、そこには一般命題は成立しない、と説くにとどまっている⁽⁵⁶⁾。このようにハートらが、反復可能性と「あれなければこれなし」という言明とを直結して理解している(本稿はこの立場をとっている。前章第四節三・四)のかどうかは、やや不分明と言わざるをえない。

三 しかし、いずれにしても、ハートとオノレの右の見解は、反復可能性という、本稿の立場では *‘but for’* テストの前提となる特徴を持つ「一般命題」が成立しない損害類型を明らかにして、そこでの損害の帰属を説明ないし証明する際には「心の状態」の再構成が必要であることを説いたという点で、極めて重要な意義を有すると考える。なぜなら、このような「一般命題」が成立しえない場合があるという考え方が、もし当を得ているのならば、それは、本稿の立場では、「あれなければこれなし」という言明によつて事象的因果関係を認定できない場合があることを意味しており、このことは「区別」論の前提を崩し、「事象的因果関係概念の普遍性」に大きな風穴を開ける結果となるからである。そこで以下では、このハートらの見解の意味するところやその妥当性について、背後にある思想的動向を必要を限りで参照しつつ、さらに検討を進めることにしよう。

まず、ハートらは、直接の引用はないものの、同じく日常言語学派に属するアンスコム(Anscombe-1957)の影響を受けていると考えられる。すなわちアンスコムは、まず、ホップズ以来の伝統的な行為論に反対する。ここでホップズは、近代の機械論的な自然観に基づいて「あれなければこれなし」という言葉を初めて明示的に用いた論者として知ら

れているが(第一章第三節註(15))、ホップスはこの自然観を心的・社会的な領域にまで及ぼし、意志行為においては意志が原因であり、その結果として身体的な動きが生じると考えたのであった。アンスコムは、このような行為論に反対し(行為論における反因果説)、むしろ近代以前にアリストテレスやトマス・アキナスが唱えた「実践的知識」という概念を再解釈し(§48)、これによって意志行為の構造を——その原因ではなく、理由の探究を通じて、(§5)——明らかにしようとしたのである(アンスコム説については菅1984:1987も参照)。なお「実践的知識」とは、アリストテレスの言う実践的三段論法に基づくものであり、世界の写像を観察することによって得られる理論的知識と対立する概念と言われている(アリストテレス [384-322 B.C.] 1971:245;1973:25)。

右のアンスコム説は、反因果的な行為論をとり、原因と理由とを区別するなど、ハートらの見解と明らかに共通する考え方を含んでいると言えるだろう。もともとアンスコム説自体は極めて難解であるので、以下ではアンスコム説をより明快に発展させたウリクト(1984 [原書1971])の見解に耳を傾けることにしよう。

ウリクトによればこうである。歴史学や社会科学においては、自然科学におけるような法則的結合の妥当性に依拠した因果的な説明は成り立たない(173-188)。例えば、第一次世界大戦の勃発の歴史的な「原因」をサラエボ事件と規定するためには、サラエボ事件から戦争勃発に至るさまざまな出来事(例えばオーストリアのセルビアに対する最後通牒、それを口実としたロシアの軍隊出動、セルビアのオーストリアに対する態度硬化、オーストリアのセルビアに対する宣戦布告など)の間の各関係を、それぞれ、アリストテレスが目的論的観点から唱えた実践的推論ないし三段論法に基づいて説明しうることが必要である。このうち取りあえず、サラエボ事件の発生から、オーストリアのセルビアに対する最後通牒までに着目すると、われわれは、次のような実践的な三段論法①②③ないし実践的推論②の存在に気付くのである。

- ① A (オーストリア政府) は P (政治的な目標)。例えばオーストリアの勢力をバルカン諸国において維持・拡大すること

を生ぜしめようと意図する。

- ② Aはサラエボ事件を受けて、a（セルビアに対する最後通牒）を為さなければpを生ぜしめることができないと考える。

- ③ それゆえ、Aはaにとりかかる。

すなわちサラエボ事件という新たな状況は、いわば潜在的に存在していたオーストリア政府の実践的推論②（事件以前に①は成立していたが、②の行為aは不要だった）を現実化させ、その結論③は再び新しい状況を作り、さらなる実践的推論を、今度はロシア内閣の側に現実化させる。この繰り返しによって歴史的な出来事は進行すると考えられるのである。そしてここでは、説明項（サラエボ事件）と被説明項（オーストリアの最後通牒）とを結びつけるのは、右のような実践的な三段論法なのであり一般法則ではない。特に②は法則的結合の妥当性に依拠して、い⁽⁸⁾ないとウリクトは主張するのである。

以上のウリクトの立場は、アンスコム説を受けて、科学思想史における二つの伝統として、目的論的な説明を重視するアリストテレス的な伝統（なおプラトンが、同様の観点から人間の行動原理の探求に努めたことについては第一章第三節註（14）参照）と因果的・機械論的な説明を重視するガリレイ的伝統（なおホプズがこちらの陣営に属することについては第一章第三節註（15）参照）を対置し、近代以降軽視されてきた前者の伝統に注目するものであり、同じく日常言語学派に属し歴史的説明における一般法則の役割を否定したドレイ（*Day* 1957）の説明モデルと同一線上にある。また、このような考え方は、「説明の演繹的・法則的モデル」を歴史的事実にも妥当させようとしたヘンペルやポパーの理論⁽⁸⁾に対するアンチ・テーゼでもある（ウリクト 1984 [原書 1971] 1-42）。

このようなウリクトの見解は、ハートとオノレの立場と並んで、「事実的因果関係の普遍性」を検討する上で大きく

注目に値すると考える。しかし、人間相互の「交渉」が問題となる歴史的事実が、法則論的な知識やモデルに依拠せずに展開されることがあるとしても、常にそうだとは言えないのではないだろうか。また、ウリクトが否定する実践的推論における法則的な結合性(ここでは、ある目的と手段との間の関係が問われている)と、ハートとオノレが否定する一般命題における普遍的なつながり(ここではある言動と結果との間の反復可能性が問われている)とが、概念的に同値と言えぬのかについても不分明である。

そこで以下ではいったん目を大陸に転じて、歴史現象の個別性を強調したドイツの議論を概観した上で、それに対するヴェーバーの批判を検討することによって、人間相互の「交渉」事例について、さらなる示唆を得ることにしよう。

四 一九世紀後半の科学・技術の飛躍的發展の時代には、自然科学ないし実証主義が隆盛を極めていた。しかし二〇世紀初頭より、このような自然科学に精神科学(Geisteswissenschaften)を対置させる動きがドイツを中心に盛んとなったのである。論者の問題意識や見解の内容は微妙に異なるが、例えば新カント学派のウインデルバントは、自然科学が一般法則に基づくのに対して、歴史学の存立基盤は現象の個性的記述を行う点にあることを強調した。またデイルタイは、いわゆる歴史学派の議論(の一部)に哲学的な基礎付けを与えようと試み、歴史的・社会的な現実を素材とする精神科学においては、自然科学のように観察者が自分の外にある現実を感覚器官を通じて認識するのではなく、理解するものとされるものとの間には「生の連関」があり、追体験による内からの理解が重要であると説いたのである。その歴史学派に属するクニース(但しデイルタイはクニースを論じていない)は、既に一九世紀の半ばに、スミスの経済学理論に反対する文脈で、精神科学が対象とする人間の自由な行為には、意志の自由ゆえの「非合理性」が存在することを強調していたのだった。⁽¹⁰⁾

右の考え方のうち、特に歴史学派の議論は、例えば、ロマン主義の影響によるものとも、ヘーゲルの流出論が非合理主義的に変形したものとも言われているが、⁽¹¹⁾ いずれにしても、彼らの見解と、これまで見てきたハートとオノレの見解(二)やウリクトらの見解(三)との間には、少なくとも直接的な思想上のつながりは存しないようである。しかし、右の主張には、歴史学を一般法則に基づく自然科学と対置させ、あるいは追体験的理解の重要性を説く点など、明らかにハートやウリクトらの主張との共通性を見て取ることができる。

これに対してヴェーバーは、デイルタイらの実証主義批判を目の当たりにし、また自らがドイツ歴史学派の流れをくむことを認めつつも、しかしこれらの立場に対して、次の大きく三つの批判ないし新たな視点を加えたのである。⁽¹²⁾

(1) 第一にヴェーバーは、人間行為の非合理性を主張するクニースらを批判し、人間の行為は、それが自由であればあるほど動機を持つ意味(主観的意味)を理解することができ、目的合理的な行為として、すなわち手段(行為)の目的に対する関係が合理的なものとして説明が可能であると主張する。⁽¹³⁾ そしてこのような主観的な目的合理性に加え、さらに客観的な整合合理性をも理念型とすることによって初めて、単なる心理学ではない理解社会学を行うことができるとするのである。⁽¹⁴⁾ このような見解の背後には、カント哲学の影響を受け、自らの生を意識的に形成し価値の選択において常に自覚的である点に人格性を見いだす、ヴェーバーの人間観の存在が指摘されている(大林1993:105)。

ここで注意すべきなのは、ヴェーバーが、実際の行為と目的との間に合理性があるかどうかを判断するためには、法的論的知識に基づく因果分析が必要であると解している点である。すなわち「経験則(Berufungsregeln)の信頼性を信じなければ、ある意図された結果を導くための手段を考量し、それに依拠して行動するということは決して起こりえない」⁽¹⁵⁾のである。この意味で目的合理的な行為が行われるのは、「法則性」という意味での一般化された因果的考察(generalisierenden Kausaltbachtung)が特別な程度まで可能である⁽¹⁶⁾(傍点は原文の隔字体部分)場合なのであり、この

とき初めて、人間の行動の理解は高度の「明証性 (Evidenz)」を獲得する、とヴェーバーは主張するのである。

(2) 第二に、ヴェーバーは、法則科学に対立する一つの現実科学としての社会科学においては、歴史的現実をその独自性において理解するために、具体的な因果連関 (konkreten kausalen Zusammenhängen) —— ある文化的な意義を持つ現象が、歴史的な事実としてかくなつてそれ以外のものとはならなかつたことの根拠 —— を (あくまで認識または研究の手段として) 問うべしと主張する。⁽¹⁷⁾ すなわち、ある具体的な結果 (例：現世的で自由なギリシア精神の発展) の原因を知るためには、事の成り行きを事実上因果的に構成している構成分子 (マラトンの戦い) を取り出し、それを一定の方向に変化させてみた場合、つまりマラトンの戦いになつたか、⁽¹⁸⁾ 考え (wegdenken)、または違う経過をたどつたと考えてみた場合に、一般的な経験則に照らして実際とは異なる結果 (ギリシアの神政的・宗教的發展) が期待され、そのような結果が客観的に可能であつたのならば、当該構成分子は実際の結果に対して適合的因果連関 (adäquate Verursachung) にあると説くのである。⁽¹⁹⁾

この考え方は、ヴェーバがクリースの「客観的可能性」理論 (第二章第四節註 (3)) とラートブルフなどのドイツ刑法上の相当因果関係 (adäquate Verursachung) 説を参照し、⁽²⁰⁾ これを社会学の文脈の中で応用したものである。すなわちヴェーバーは、① まず事実的因果関係の有無を「あれなければ」という問い掛け、つまりある構成分子がなかつたものと考えることによつて (Weber-1988e [初出 1922], 549, 註 18 はこれを「思考実験」と呼ぶ)、確認することを主張している。⁽²¹⁾ ここでヴェーバーは、人間相互の「交渉」が問われる歴史的事実の変遷の場面にあつても、事実的因果関係を判断するために「一般的な経験則」つまり「人間が与えられた諸状況に対していかに反応するのを常としているのか……」についての知識 (法則論的知識)⁽²²⁾ が必要であるとして、歴史学派が重視する直感や体験など (これらは研究者が歴史的仮説を作る心理的過程で一定の役割を果たすにとどまる)⁽²³⁾ に還元されえない、「法則」論的知識の重要性をまず説くのである (な

お、このように人間行動に関する経験則が問題となる場合には、「思考実験」ないし確証という側面と、一種の「法則」に支えられた反事実的条件法の成立という側面とが、重なり合うことが多いことについては前章第四節四参照)。その上で、②興味深いことにヴェーバーは、刑法および民法上の相当因果関係説が通常想定しているものとは異なり、その確証(ないし反事実的条件法の成立)と「区別」された次元ではなく、まさに当該確証の在り方自体に、相当因果関係説ないし客観的可能性理論の発想を活用するのである。すなわちヴェーバーは、確証の前提となる一般的な経験則を自然科学上の法則とは異なるものとして捉え、ここでは「結果に時間的に先行する現実の中から取り出して考えてみた、ある構成要素が、当該結果を……一般的に、『助長する (begünstigen)』のを常として、⁽²⁴⁾」(傍点は原文の隅字体部分) 関係さえあれば、当該結果を当該原因に帰属できるとするのである。この「一般的に助長するのを常とする関係」という発想に、われわれは、諸事情の表示について一般的で不正確な「幅」を観念する客観的可能性理論(前章第四節註(3))と、そこから発生した相当因果関係説の影響を色濃く見ることができるのである。

このように人間相互の関係が問題となる歴史的事実にスポットを当て、そこにおいて具体的な因果連関を説くヴェーバー理論では、通常われわれがイメージする構図、すなわち事実的因果関係の存在を前提とした上で、広がりすぎる賠償範囲を制限するために相当因果関係説を主張するという枠組み(これがまさにドイツ流の「区別」論である)が、ハートラの主張とは別の形で崩れていることに注意したい。ここでは、事実的因果関係の確証の在り方自体に相当因果関係説の発想が用いられており、両者は「区別」されておらず、いわば「融合」している。このことは、従来の社会学的立場からのヴェーバー研究においては関心を集めてこなかったが、本稿の立場からは非常に注目されるのである。

それでは、このような「融合」現象は一体なぜ生じるのだろうか。私見では、このことは、ドイツの相当因果関係説が、もともととは落雷事例(客を乗せた馬車の御者が酩酊または居眠りをして道に迷い、迷った道で客が雷に打たれた事例)の

ような、原因の偶然的な介入事例の解決を狙っていた(前章第四節一)ことと関係があると考ええる。というのはこうである。因果系列が交叉する、原因の偶然的な介入事例にあつては、「ネットワーク的発想」に立ち、交叉する他方の因果経過も視野に入れて、Dumoulinテストを行うことが、むしろ事態適合的だと考える(前章第四節五)。すなわち、ここでは「当該気象条件の下における当該過失行為」とそれに続く損害の発生との間に、反復可能性を前提とした「あれなければこれなし」の関係が成立するかを問うべきであり、そしてこれは肯定されると考えられるのである。しかし、まさに因果系列が交叉する偶然的事例であるために、相当因果関係説の要求する、結果発生の客観的可能性の増大は、ここには存しない。つまりこのような損害類型では反復可能性の成立と客観的可能性の増大とは両立せず、二つの概念は乖離しているのである(前章第四節五。このときドイツ流の「区別」論が成立する)。しかし因果系列が交叉しない、より日常的な人間相互の「交渉」事例、あるいはその積み重ねである歴史的事実(ヴェーバー社会学は、まさにここに焦点を合わせた)においては、事象間の反復可能性の存在(これによって経験則が成立する)と結果発生の客観的可能性の増大とは両立可能であり、だからこそ前者の具体的な内容・程度を、ヴェーバーのように後者によって規定することが可能になると考えられるのである(以上の考察は、客観的可能性の増大とは異なる法的・政策的な判断と事実的因果関係との「区別」の可能性までも否定する趣旨ではない)。

なお澤井(1996:188-189)は、一般的に、「あれなければこれなし」テストでは反復性が失われていると解する(第一章第二節二)点で、本稿の立場(反復可能性がなければそもそも因果関係を語りえず、そしてかような因果関係を確証するために「あれなければ」という能動的で主体的な問い掛けを行う必要がある。前章第四節三①)とは、そもそもの出発点を異にしている。しかし、澤井説は、「因果関係の濃淡」(188)あるいは「同種結果発生の客観的可能性の高まり」(反復性)(197)という表現に見られるように、客観的可能性と反復可能性を同一の平面(相当因果関係)で論じる余

地を見せており、この点は極めて示唆に富むものと言えるだろう。

(3) そして第三に、ヴェーバーは後期の著作において、(2)に述べた歴史的・個性的な事実の因果的な説明という考え方と、(1)に述べた「理解」の方法とを結合させ、社会学とは「社会的行為を解明的に理解するという方法で社会的行為の過程および結果を因果的に説明しようとする科学」のことであり、ここでは意味適合性と因果適合性が重要な意味を持つと主張するのである (Weber-1988e [原書1922], 542-550, 訳8.19-20)。

五 さて以上のヴェーバーの見解に一貫しているのは、科学としての社会学は、目的非合理的な行動をも直感や追体験によって理解しようとする「心理学」とは区別されるべしという発想であり、「生理的でないし、心的な現象を列挙することによってではなく」(傍点は原文の隔字体部分⁽²⁵⁾)、動機の合理的な意味理解(四(1))と法則論的知識に基づく因果分析(四(2))に基づいて、文化的な意義を有する個々の現象にアプローチすべきであるというものであった。このヴェーバーの考え方と、二と三で見たハートとオノレやウリクトらの見解とは、内容的にどのようなつながりがあり、また不法行為訴訟の場面において、それぞれどのように評価されるべきであろうか。これは相当に微妙な問題であるが、以下では、AとBとの「交渉」(この言葉の意味については二参照)によって、ある結果(Bまたは第三者に対する損害)が生じた場合に、Aの帰責性を問うるかという問題状況を設定した上で、取りあえず次のように解してみたい。すなわち――、

(1) 第一に、AのBに対する言動と、その後のBの行為との間に合理的な関連性がない場合を考えてみよう。これをウリクトの言う「実践的な三段論法」に当てはめれば、ある目的(オーストリアの政治的目的)の達成と、そのために選ばれる手段(セルビアに対する最後通牒)との間に法則的な結合性がない場合に相当すると言えるだろう。

このように、われわれが目的非合理的な「実践的推論」に基づいて、現実の行為をすることがあるということは、お

そらく事実であり（わが国の下級審裁判例に登場するケースとしては、さほど重大ではない交通事故に遭遇後、被害者が自殺をし、自殺の原因が当該交通事故以外には見当たらない事例があげられようか）、ヴェーバー自身も、このようにBに対するAの言動と、その後のBの行為との間に合理的な関連がない場合が存することを否定しない。そればかりか、このような非合理的な反応を追体験的に理解可能な場合があることも認めている。⁽²⁶⁾ にもかかわらずヴェーバーは、このような心理学的な理解では理解社会学は合理性を獲得しないとして、理解社会学においては、合理的な人間観に基づく「理念型」⁽²⁷⁾（純粹に合理的な行動）を措定して、そこから個別の現象がどのように「偏向 (Ablenkung)」しているのかを分析すべしと説くのである。

しかしヴェーバーにあっても、当該「偏向」の程度を分析するための前段階の作業として、追体験的な理解が一定の意味を持つはずであるし、特に、「合理性」の獲得にではなく、当事者間の紛争解決に第一次的な意義を見いだす不法行為訴訟においては、少なくともいったんはBの心の状態を、——それがたとえ非合理的なものであっても——Bの置かれた状況やBの心理状態等を認定することを通じて、再構成する必要があり、と考へたい。これをしなければ、そもそも法的議論を行うべき対象が定まらないからである。なお、右の「再構成」とは、ハートとオノレが、Bの行為の「理由」を証明する場面で主張する「『心の状態』の再構成」に相当するものであるが、これを言い換えるならば、第三者である裁判官が、一方でBについて内からの理解を行う追体験的性格を持つと同時に、他方でBの動機を思推の力に基づいて解釈的に把握する再構成という性格を併せ持つものだとと言えるだろう。⁽²⁸⁾

その上で、Aの言動とBの行為との関連性を法的に評価して、Aの帰責性を判断すべきであるが、ここではまず、①ヴェーバーの説く「適合的因果連関」^(四)②のテスト、つまり、Aの言動がBの行為を一般的に助長するのを常としている関係にあるのかどうかの検討を行う必要がある。もっともBの行為が目的非合理的な行為の場合には、反復可能

性の程度は低いことが多く（だからこそ、Aの言動はBの行為の「原因」ではなく「理由」にとどまり、右に見た「再構成」が必要になるのである）、「適合的因果関係」は認められにくいだろう。②しかし、①はつまるところ規則性の有無や程度の探求にすぎないのであり、社会学の重要な課題が現象の一般的・統計的規則を求めるところにある（Weber-1988d [初出1922]）としても、法的評価を行う場面では、単なる規則性に還元されないものの探求が、重要な意味を持つと考える。例えば、Bの行為が、どの程度非合理的なものであったのか（ヴェーバーの言葉を借りれば、合理的行動からの「偏向」の度合い）、あるいは、コモン・ローを貫く個人主義的責任原理に照らすとBの行為はどのような評価が可能か（次の「補論」で概観する）、さらに、わが国の裁判例が「相当因果関係」の名の下で、現実にとどのような法的判断を行ってきたのか（第四章参照）などの検討が必要であろう。

(2) 第二に、BがAの言動を受けて、目的合理的な行為を選択した場合、言い換えれば、Bの行った「実践的推論」が、「法則」的な結合性に依拠している場合はどうか（ウリクトは、法則的結合性の妥当性に依拠しない実践的推論の存在を強調するが、このような目的合理的な行為の存在を否定する趣旨ではないだろう）。ここでは、Aの言動を前にしたBは、自己が設定した目的達成に必要な手段（行為）を、——ヴェーバーの言葉を借りれば——何らかの法則論的知識に基づく因果分析に従って選択したわけである（四(1)）。以下では当該知識を「法則論的知識 α 」と呼ぶことにしよう。しかし、ここで注意すべきは、だからといってAの言動とBの行為との間には、「適合的因果連関」があるとは限らないという点である。なぜなら、当該「因果連関」をテストするためには、人間が与えられた状況に対していかに反応するのを常とするかという、反復可能性に関する法則論的知識が、一つの前提として必要であるが（四(2)）。以下では当該知識を「法則論的知識 β 」と呼ぼう）、法則論的知識 β は、行為の目的合理性を決定する際に用いられる法則論的知識 α と両立するとは限らないからである。というのはこうである。

例えば、犯罪の少ない田舎で、A所有の無施錠の空き家を利用して、Bが近くを歩行中の被害者を強姦したという事例を想定してみよう。このとき、自己所有の空き家に施錠をしておかなかったというAの不作為を受けて、Bは「強姦という目的を達成するために当該空き家を使う」という「実践的推論」を行ったと考えられる。すなわちBは、無施錠の空き家には被害者を引きずり込みやすい、あるいはそこでは犯罪を行いやすいという、いわば物理的な法則論的知識 α に基づいて、当該行為を合理的に選択したのである。しかし、だからといって、犯罪の少ない田舎において、かような行為に反復可能性があるとは言えないだろう。なぜなら、当該地域には、そもそもBと同様の目的を有する人は少ないし、またたとえ同様の目的を有している人がいたとしても、(別の目的なり動機なりを優先して)犯罪を思いとどまるかもしれないからである。つまり、この場合は、無施錠の空き家では強姦が行われるという経験則は成立せず、当該経験則に関する法則論的知識 β は存在しないのである。このことはヴェーバーも認識しており、「法則論的知識 α に基づく」最高の「理解可能性」があっても、それだけでは「法則論的知識 β に基づく」頻度があるということを決して意味しない」(Weber-1988d [初出1913] 437; FR 28) と述べている(もつとも逆に、法則論的知識 α に基づく行為がなされていない場合は、法則論的知識 β に基づく反復可能性もまた存しないことが多いであろう。(1)参照)。このように——従来のヴェーバー研究ではあまり注目されてこなかったが——、行為の「理解」とその因果的な「説明」とは、それぞれ異質の法則論的知識を前提とするとヴェーバーは解しており、⁽²⁹⁾そしてそれは正当だと考えることができるのである。

① このようにBが法則論的知識 α に基づいて、目的合理的な行為が行ったが、法則論的知識 β が存在せず、Aの言動との間に反復可能性が存在しない場合は、Aの言動とBの行為との間には「適合的因果連関」が存在せず、また本稿の立場からは、そもそも事実的因果関係自体を観念することができない。この意味で、Aの言動はBの行為の「原因」ではなく、「理由」にとどまるのであり、従ってBの行為の法的性格を審理する際に、裁判所は、まずBの「心の状態」

を再構成する必要がある。もつとも、Bの行為は法則論的知識 α に基づく限りにおいて「理解」可能であるので、この場合の「再構成」は、目的非合理的な行為がなされた場合の(1)よりも、容易にこれを行うことができるであろう。その上で、Aの帰責性に関する法的な結論に達するためには、(1)②で前述した、その他の法的評価を加える必要があると考
えたい。

② それでは、Aの言動を受けたBが、法則論的知識 α に基づいて目的合理的な行為を行い、しかも当該行為に法則論的知識 β に基づく、一定の頻度ないし反復可能性が認められる場合はどうか。この種の事例は、例えば、Bの行為が取引社会における利潤を追求するものである場合などに典型的に見られるものである(伊藤「396」は、裁判実務で用いられる経験則の大部分が「人間の行動法則」だと指摘する。前章第四節四参照)が、このような場合には、Bの「心の状態」の再構成が不要であることは言うまでもない(Bの行為には反復可能性があるから)。従って、端的にAの言動とBの行為による損害の発生との間に、「原因」と結果の関係があるかを認定すれば足りるが、しかしその際には、事象的因果関係の認定と並んで、「融合」して、同種の結果発生の客観的可能性の判断、すなわち「適合的因果連関」のテストが行われるべきである。当該「因果連関」は、この場面で最も認められやすいことになろう。その上で、(1)②で前述したような、その他の法的評価を加える余地があるだろう。

六 さて、以上の考察(五)を二・四で取り上げた各論者の見解と比較しつつまとめればこうである。

まず、ハートとオノレが、人間相互の「交渉」事例においては反復可能性を特徴とする一般命題が成立しないと主張して、その場合は「心の状態の再構成」が重要な意味を持つと説いたのは基本的には妥当であろう。しかし右で検討したように、特に目的合理的な行為には反復可能性が認められる場合もあり(五)②、またかような「再構成」だけで

は（行為者の動機の帰属はなされうるが）法的責任の帰属を論じるには不十分であることは明らかである。もつとも、この最後の点はハートにも自覚しており、法的責任の帰属の文脈では、A B間の接触の結果、Bが第三者Cに損害を与えまたは自殺をしたケースを想定し、判例の分析を交えながら、Bの行為の自発性が認められればA C間またはA B間の因果関係が切断されるとしている（Hart & Honore-1985:36-102は、これも日常言語を重視する「常識原理」で説明する。なお次の「補論」参照）。

次にウリクトの実践的三段論法に関する議論では、特に、「実践的推論」が、法則論的知識の妥当性に依拠しなくても可能であるという主張は鋭く、傾聴に値しよう（なお註(7)参照）。しかし何らかの法則論的知識 α に依拠して（すなわち目的合理的に）われわれが実践的推論を行い、行動を起こすことが十分ありうることは確かであり、しかも、この場合の行動が、法則論的知識 β ないし経験則にもかなっている場合がある（五(2)②）ということは、正面からこれを認めるべきであろう。もつともこのように、人間相互の「交渉」事例で経験則が妥当しない場合はもちろん、仮に妥当する場合でも、自然法則のようなレベルの高い反復可能性が成立している訳ではないことに注意すべきである。

この意味で、ヴェーバーの主張する「適合的因果連関」という考え方が注目されるのである。すなわち、ヴェーバーの注目する歴史的事実においては、反復可能性のレベルが極めて高い「法則」は成立していないことが多い（この限りで、精神科学を自然科学と対比させた見解には説得力があった）が、人間相互の「交渉」事例が問われる場面では、反復可能性があるかないかだけではなく、⁽³⁰⁾それに加えて反復可能性のレベルの具体的な程度、すなわち行為の頻度の有り様の問題となり、そしてこれを把握する概念として、ドイツ法の客観的可能性概念ないし相当因果関係説を応用しうる（この局面で「区別」論は崩れ、「融合」現象が生じる）⁽³¹⁾と考えられるのである。

この外、ヴェーバーの議論では、そこから抽出しえた二つの法則論的知識 α と β の存在が重要である。これらは、人

間相互の「交渉」事例を分析する際の有用な道具になりうると思われる。例えば、この二つの知識に照らすならば、ハートとオノレの主張とウリクトの見解との微妙なズレが明らかになる。すなわち、前者の力点は、 β に基づく反復可能性が成立しない点にあるのに対して、後者は、 α に基づく目的合理性が存しない場合を念頭に置いていたのである。

以上のように、人間相互の「交渉」事例においては、「区別」論の一側面である「事実的因果関係の普遍性」を所与の前提とするのではなく、「反復可能性」と「目的合理性」に注目しながら行為を分析し、必要に応じて、「心の状態」の再構成や、「適合的因果連関」、あるいはその他の法的評価を試みることに、事態にふさわしい問題解決につながるものと考えられる。

第三章第四節 註

(1) 事実的因果関係の問題を離れるが、訴訟における事実認定一般と歴史的研究との間に類似性が存することは、既にわが国でも多くの論者によって指摘されている。訴訟上の証明が歴史的証明の一種であるということ自体は、ほぼ異論なく承認されているし、この外にも、例えば、歴史を書く場合に歴史家の個人的要素が介入することに着目する青木(1956, 208, 211)、歴史上の事実は記録者の心を通して屈折してくることを指摘する古谷(1970, 46, 48)、歴史とは一つの解釈であることを重視する西野(1984, 11)などは、いずれも、同様の事情が訴訟における事実認定の過程にも存在すると主張する。

(2) ヴェーバーは、学生時代に法律を勉強し、ベルリンで弁護士を開業する免許も得た。そして一八九二年にはドイツ法、ローマ法そして商法の教授資格を得て、ベルリン大学の商法ならびにドイツ法の員外教授となったのである。もつともヴェーバーの法律に関する論文は解釈論というよりも立法政策的な内容のものが多かったと言われており、また一八九四年には彼はベルリン大学を辞めてフライブルク大学の国民経済学の教授に就任している(以上の記述は、ヘニス 1994 [原書 1988], 31-32 を参照)。

(3) これは第二版であり初版は一九五九年に刊行された。本節で検討するハートとオノレの主張の骨子は、初版をほぼその

まま引き継いだものである。本節で取り上げるハートらの見解(の一部)を紹介・検討する邦語文献に、田中(1971-1972)、井上(1986)などがある。なお第二版には翻訳(後掲引用文献の欄参照)も出版されているが、やや理解しにくい箇所が目立ったので、翻訳の頁数の引用はしていない。

(4) ここで何を「条件」と区別された「原因」と考えるのかについてもハートらは常識概念を重視する立場から検討を試み、ノーマルな状態からの逸脱、すなわち異常性(abnormality)を持つものと、ある意図を持って自由になされた人間の行動(voluntary action)を、われわれは「原因」と考えられている(34-44)。

(5) なおハートらは、Aの言動がBが行為を決定する際の「一つ」の理由にすぎない場合(例:上官Aの命令でBがCに発砲したときにB自身もCに復讐したいと思っていたとき)に *sine qua non* テストを行うとミスリーディングな結果になる(法はAの言動がBの行為の唯一の理由であることを要求しない場合があるから)(26)とも説いている。

(6) なお一九四七年にケンブリッジ大学でヴィトゲンシュタインの講義に出席したウリクトとアンスコムとの出会いについては丸山||木岡(1984:275)参照。

(7) これは次のような典型的な目的論的な説明(もつともここでは人間相互間の関係は直接には問題となっていないが)を考える和一層明らかである(108)。

① Aは列車の発車前に駅に到着することを意図した。

② Aは駅まで走らなければ列車の発車前に駅に到着しないと考えた。

③ それゆえAは駅まで走った。

ここでAがどんなに速く走っても列車の発車には間に合わなかった場合でも(これは発車までの時間と駅までの距離とAの速度から物理法則上演繙される結論である)、右の実践的推論②は現実に行われることがあり、また「Aは列車に間に合うために走った」という説明自体は真正に成立すると考えられる。

(8) ヘンベルの主張した「説明の演繹的・法則的モデル(deductive nomological model of explanation)」とは、説明項とある一般法則ないし理論的原理(被覆法則(covering law))から被説明項が生ずることを演繹的に説明できるとするものである(ヘンベル1973[原書1965]:5-52)。これを説く古典的文献に Hempel & Oppenheim(1948)がある)。この考え方が最も良く適合する例は決定論的性格を持つ物理理論であるが、ヘンベル(1973)はこれを歴史的事実に関する発生的説明(genetic explanation)

にも応用しようと説いている(131-138、特に136)。すなわち歴史を構成する人間の行為についても「特性Mを持つXはすべて、種類Sの状況では様式Rで行動する」(149)あるいは「タイプCの状況では合理的な行為者はすべてXをするであろう」(160)という被覆法則(経験的一般的な言明)が成立する、とヘンベルは考えるのである。

(9) ポパー(1961[原書1960])は、「歴史の『発展法則』や、歴史の絶対的な(すなわち初期条件に依存しない)『趨勢』の存在を説く考え方を『歴史主義(historicism)』と名付け(この語義の曖昧さについてはカー1962[原書1961]244-245の批判がある)、『歴史主義』を批判する文脈で、ヘンベルと同様に演繹的・法則的モデルの重要性を強調するのである。すなわち自然科学における予測または歴史的科学における説明で、予測または説明の対象となる命題は、ある普遍的な法則をある初期条件に当てはめることによって初めて得られるのであり、少なくともこの限りで自然科学と歴史的科学ひいては社会科学とは「方法の単一性」があるとするのである(199)。もっともポパーによれば、歴史学における普遍法則とは極めて些末なものにとどまるのであり(例えばジョルダン・ブルーノの死の原因は火刑台で焼かれたことであつたと言ふとき、すべての生物は強い熱にさらされると死ぬという普遍法則が前提とされている)、歴史学ではそれを当然の前提として、むしろ初期条件と被説明項のそれぞれの特殊性(個別性)こそを関心の対象としているとポパーは主張している(187,216,218)。なおウリクト説をポパーIIヘンベル理論と対比しつつ論じる邦語文献に丸山(1976)がある。

(10) 以上の記述は、「ガードナー(1990[原書1968~1974])・生松(1992[初出1980]147-152,165)・大林(1993,95-112)・富永(1993,400-411)・四日谷(1994,176-203)・塚本(1996,3-34)を参照した。

(11) 前註(10)の大林と富永の見解を参照。

(12) ヴェーバーを理解するにあたっては、特に大林(1993)が示唆に富み、大変役に立った(もちろん、以下の記述に仮に誤解があるのなら、その責めは私にある)。

(13) Weber-1988a[初出1903~1906]132-133,註269-271。なおヴェーバーの記述の和訳に当たっては、「適合的因果連関」など定訳がほぼ確立しているものの外は、訳文と若干異なる訳をしていることがある(例えば後註(18)参照)。

(14) Weber-1988a[初出1913]432-435,註20-25。なおここで「客観的な整合合理性(objektive Richtigeitsrationalität)」とは「客観的に『妥当なもの』に沿う(整合する)ように『正しく(Richtig)』行われる行為」(433)の在り方のことであるが、林(1968,119)の解釈によれば、これは主観的な目的合理性(各個人の行為における目的と手段の間の合理性)とは異なり「客

- 観的に第三者からみて、主として論理的に、整合的で妥当なもの」を指している。ヴェーバーが一九一三年の著作でこの「整合合理性」を「目的合理性」と區別して初めて取り上げたのは、ヴェーバーの関心の比重が一九〇八年ごろから、歴史的な個体を認識すること(歴史学)から、類型的な概念を形成すること(社会学)へと移行した(森岡1965:256;大林1993:133)ことと関連しているのだろうか。なお「客観的な整合合理性」という言葉は、Weber(1988a[初出1913])で用いられるのみであり(林1968:119)、厚東(1977:278)は「論理整合性を含めて、意味連関の様々な類型を明確に呈示する作業は、ヴェーバー以後の世代に委ねられることになった」としてゐる。
- (15) Weber-1988a [初出1903~1906], 128; 訳260.
- (16) Weber-1988a [初出1903~1906], 127; 訳259-260.
- (17) Weber-1988b [初出1906], 170-171, 178; 訳63-64, 80-81.
- (18) なお Weber (1988e [初出1922], 549) も Fortdenken (なかつたものと考えること) という言葉を用いて、因果帰属 (Kausale Zurechnung) に関する同様の「思考実験」について論じてゐる。Fortdenken の従来の訳語に問題があった(例えば清水訳は「観念的に延長し」とする)ことにひびいては、折原(1980, 48; 1996, 47-48) 参照。
- (19) Weber-1988c [初出1905], 273-277, 286; 訳186-193, 206. なお前註(18)の Weber (1988e [初出1922]) が本文の叙述と同様の「思考実験」に触れる外、Weber (1988b [初出1904], 179; 訳83) も、適合的因果連関と客観的可能性に言及する。またヴェーバーを解説するバロンズ (1974 [原書1937], 216-217) も、「思考実験」とマラトンの戦いの例に触れる。
- (20) Weber-1988c [初出1905], 269-270; 訳182. ヴェーバーは、「人間相互の実践的社会的関係の諸問題、特に法的な問題は、歴史と同様に、……人間『行為』の因果的な意義を問題としている」(傍点は原文の隔字体部分)として、歴史的因果性の持つ論理的な構造が、法的な因果関係判断と類似する側面があることを指摘する。なお、このような法的な知見をヴェーバーが利用しえたのは、前註(2)で述べたように、ヴェーバーが学界に法学者としてデビューしたことと関係するのかもしれない。なおヴェーバーの言う「客観的可能性判断」と「適合的因果連関」については加藤(1976:81-83)も参照。
- (21) もっともヴェーバーは非現実的な方向に変化させられるべき構成分子を「事の成り行きを事実上 (tatsächlich) 因果的に構成しているもの」と定義付けている(本文参照)。事実的因果関係の有無は、ある構成要素をなかつたものと考えるところによって初めて確証されるという立場に立つと、当該定義はやや不分明であるが、当該定義の「事実上」という言葉は、

「あれなければこれなし」の関係が成り立つかは不明でも、ある結果に時間的に先行し結果発生に何らかの影響力を与えたと仮定されるもの、という程度に緩やかに解すべきであろう。

(22) Weber-1988c [初出 1905], 276-277; 訳 192.

(23) Weber (1988c [初出 1905], 278; 訳 194-195) は、歴史家自身の直感や追体験の有効性を説く論者の見解に対して、「数学や自然科学の偉大な認識はいずれもまず想像の中で『直観的に』仮説としてひらめき、ついで事実在即して『確証 (verifizieren)』されるのである。……歴史の場合も全く同じである。歴史において『本質的なもの』の認識は客観的可能性の概念の適用と結びついている……が、しかしこのとき研究者の心の中で歴史的仮説……がどのように生ずるかという問題——これは心理学上 (psychologisch) の関心をひくが、ここでのわれわれには関係がない——については、何事も言及されないであろう」とする。なお Weber (1988b [初出 1901], 173-174; 訳 70-71) も同様に「心理学」批判を行い、心理学が社会生活の諸現象を心理的な条件と心理的な作用とに分解したところで、「そのような成果は、歴史的に与えられている文化世界の認識にとつて……いったい何の意味を持つのであろうか」(傍点は原文の隔字体部分) とする。

(24) Weber-1988c [初出 1905], 289; 訳 210.

(25) Weber-1988d [初出 1913], 430; 訳 17.

(26) Weber (1988e [初出 1922], 544; 訳 11) は、「われわれの身に生じる」情動 (不安、憤怒……そしてあらゆる種類の欲望) や、そこから生ずる (合理的な目的的行為から見て) 非合理的な反応は、われわれが自分自身に馴染み深い (zugänglich) ものであるほど、明確に感情的に (emotional) これを追体験できる」とする。これに対して、宗教的な行為のように、ある人間の行為が究極的な目的や価値に向けられており、かつ当該目的や価値を私たちが有していないときは、ヴェーバーによれば感情移入的想像力によって追体験的に理解するのが難しくなる (このときは究極的な価値を単に知的に解釈するか、それを所与とした上で出来るだけの追体験を試みる外はないとする) (ibid.)。

(27) Weber-1988e [初出 1922], 545; 訳 12. しかし、それではこのような理念型を用いる分析の際に、追体験的理解という方法は不要であるとヴェーバーは考えているのだろうか。この点は必ずしも明確ではないが、理念型を基準にして目的非合理的な行為の偏向の程度を分析するためには、当該行為が既に何らかの形で理解されている必要がある (だからこそ理念型と比較する) と考えるならば、本文で述べるように、追体験的理解は分析の前段階の作業として重要な意味を持つこ

となりそうである（このことは歴史的な事実を認識する際に直感や追体験が一定の役割を果たすというヴェーバーの見解（註（23）参照）とも整合的である）。

(28) 加藤 (1976, 75) は、文化科学における理解というのは常に「動機、つまり主観的な意味連関の解釈的把握であり、多かれ少なかれ再構成である」ことを強調する。また厚東 (1977, 251-252) は、「動機」に代表されるような covert なものも把握も、それが科学性を主張する限り、客観性Ⅱ経験的妥当性をもたなくてはならない」として、ヴェーバー自身も covert な動機を overt な行為連関にはめこみ、行為連関を思推の力によって再構成することによって、動機理解の客観性・経験的妥当性も同時に保障されると考えたと解している。さらに塚本 (1962, 243) は、デイルタイ（追体験による内からの理解の重要性を説いた。四参照）も、——心理主義的制約は免れないとしても——単なる（他者の理解）という次元を超えて、（社会的・文化的構造として類型化される）「客観的精神」に備わる共通の汎通的な意味連関の解釈、つまり（他者の了解）という（より積極的な）次元にまで足を踏み入れていたと主張する。

なお解釈学的哲学の分野では、その後、追体験的理解の在り方について議論の進展が見られる。例えば、ハイデガーは理解の持つ「先行的構造」に着目し、ガダマーは「先入見」の復権を説いていると言われている（星野 1988）。また社会学の分野では、近年ブルームーが、社会的相互行為における理解の重要性を説いて、いわゆるシンボリック相互行為論を唱えている（江原 1995, 塚本 1996）。しかし裁判官が自由な心証に基づいて、当事者に対する（あくまで一方通行の）事実認定を行う裁判という場では、これらの新しい議論が直接的な意味を持つことは、特になさそうである。

(29) このようにヴェーバー理論を解釈すると、ヴェーバーが後期の著作において因果的説明という考え方と「理解」の方法とを結合させた(四③)際の具体的なやり方あるいはその結合が果たして成功したのが大きな問題となる。この問題は本稿の射程を越え、またかなり微妙なヴェーバー解釈につながるので検討は割愛するが、例えば、ヴェーバーは動機の意味理解によって「目的論的関連の因果連関への組みかえ」（大塚 1966, 68）を行ったというようなこれまでの明快なヴェーバー解釈も再検討の余地があるかもしれない。なお丸山 (1980, 215-217) も本稿とは異なる立場からではあるが、大塚のヴェーバー解釈を批判的に考察する。また、厚東 (1977, 277) も、晩年のヴェーバーは「因果説明の妥当性のオーダーと意味解明の妥当性のオーダーとは異なるのではないか、と考えはじめたようである」としつつ、しかし後者の妥当性の基準については十分な詰めをしないまま、ヴェーバーは死を迎えたとしている。

(30) やや異なる文脈ではあるが、わが国で「区別」論を批判する吉田説も、「あれなければこれなし」公式における二分論的性格を論難する。第一章第二節一参照。

(31) なお、客観的可能性判断と、事後的な判断枠組みで捉えられるべき事実的因果関係の判断とを、このように同一のレベルで論じることが決して不自然なことではないと考える。なぜなら、過失行為と事後的に把握された特定の損害との間に、同様の過失行為が生じれば同様の損害が生じるであろうという反復可能性が、どの程度の頻度をもって成立するかを問うことは背理ではないからである。

引用文献

■日本

青木英五郎 1956: 『証拠評価の方法——自由心証主義における論理法則および経験法則の分析——』司法研究報告書一〇輯二
号一頁

生松敬三 1992: 『初出 1980』: 『ハイデルベルク ある大都市の精神史』(講談社学術文庫) 『初出——TBSブリタニカより刊
行』

伊藤滋夫 1996: 『事実認定の基礎 裁判官による事実判断の構造』(有斐閣)

井上祐司 1986: 『ハート教授の因果関係論——その基礎理論について(その四・完)——』法政研究(九州大学) 五二巻二号二
一五頁

江原由美子 1995: 『行為・相互行為・社会的場面』宮島喬編『現代社会学』(有斐閣) 八頁

大塚久雄 1966: 『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス——』(岩波新書)

大林信治 1993: 『マックス・ヴェーバーと同時代人たち』(岩波書店)

折原 浩 1980: 『経験的モノグラフと方法論との統合的解釈——方法論ゼミの一方針として』教養学科紀要(東京大学教養部教
養学科) 一二号(一九七九年度版) 四三頁

————— 1996: 『ヴェーバーとともに40年 社会科学の古典を学ぶ』(弘文堂) 『折原 1980を抄録・改訂の上 所収』
加藤新平 1976: 『法哲学概論』法律学全集1(有斐閣)

- 菅 豊彦 1984: 『訳者あとがき』 G・E・M・アンスコム『インテンション——実践知の考察——』(産業図書) 一八一頁
- 1987: 『アンスコム』山本信ほか編『ウイトゲンシュタイン小辞典』(大修館書店) 二九二頁
- 厚東洋輔 1977: 『ヴェーバーと「意味」の社会学的把握』大阪大学人間科学部紀要三卷二四—四五頁
- 澤井 裕 1996: 『テキストブック 事務管理・不当利得・不法行為』[第2版]『(有斐閣)』
- 四日谷(しかや) 敬子 1994: 『個性性の解釈学——ライプニッツから現代まで——』(見洋書房)
- 田中嘉之 1971: 『因果関係の証明』
- (上) 一橋論叢六六卷五号五一—四頁
- (中) 一橋論叢六六卷六号六〇—八頁
- 1972: (下) 一橋論叢六八卷三二—二八五頁
- 塚本正明 1996: 『現代の解釈学的哲学 デイルタイおよびそれ以後の新展開』(世界思想社)
- 富永健一 1993: 『現代の社会科学者 現代社会科学における実証主義と理念主義』(講談社学術文庫)
- 西野喜一 1994: 『証拠外の事実認定』判例タイムズ八三三—三三〇頁
- 林 道義 1968: 『解説』M・ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』(岩波文庫) 一〇五頁
- 平井宜雄 1992: 『債権各論Ⅱ 不法行為』法律学講座双書(弘文堂)
- 古谷明一 1970: 『訴訟における事実について』司法研修論集四六号四—二頁
- 星野 勉 1995: 『説明と理解』『歴史と個人』城塚登ほか著『現代哲学への招待』(有斐閣選書) 一一三頁—二四七頁
- 丸山高司 1976: 『歴史の説明』について』哲学研究五二九号九九—七頁
- 1980: 『人間科学における「理解」』思想六六七号二〇—二頁
- 丸山高司 丸木伸夫 1984: 『訳者あとがき』G・H・フォン・ウリクト『説明と理解』(産業図書) 二七一—二頁
- 森岡弘道 1965: 『訳者解説』E・マイヤー/M・ウェーバー『歴史は科学か』(みすず書房) 二四五—五頁
- 吉田邦彦 1992: 『法的思考・実践的推論と不法行為』訴訟(下)——アメリカ法解釈論の新たな動きを求めて——』ジュリス
ト九九九号八—七頁

■ 外 国

- Anscombe, G.E.M. 1957: *Intention* (Cornell University Press). (アンスコム『インテンション——実践知の考察——』(菅豊彦訳) (産業図書・一九八四年))
- アリストテレス [384-322 B.C.] 1971: 『ニコマコス倫理学 (上)』 (高田三郎訳) (岩波文庫)
- 1973: 『ニコマコス倫理学 (下)』 (高田三郎訳) (岩波文庫)
- カー 1962 [原書 1961]: 『歴史とは何か』 (清水幾太郎訳) (岩波新書) [Carr, E.H., *What is History?* (The George Macaulay Trevelyan Lectures delivered in the University of Cambridge January-March 1961) (Macmillan).]
- Dray, W.H. 1957: *Laws and Explanation in History* (Oxford University Press).
- ガードナー 1990 [原書 1968~1974]: 「因果性 (歴史における)」 (鈴木利章訳) 西洋思想大事典 (平凡社) 二巻一六四頁 [Gardiner, P., "Causation in History," in *Dictionary of the History of Ideas*, P.P.Winer ed. 5 vols. (Chales Scribner's Sons).]
- Hart, H.L.A. & Honoré, T. 1959: *Causation in The Law* (Oxford University Press).
- 1985: *Causation in The Law*, 2nd ed. (Oxford University Press). (ハート・ホノー『法における因果性』(井上祐司・真鍋毅・植田博訳) (九州大学出版会))
- クンペル 1973 [原書 1965]: 『科学的説明の諸問題』 (長坂源一郎訳) (岩波書店) [Hempel, C.G., *Aspects of Scientific Explanation and other Essays in the Philosophy of Science* (The Free Press).]
- Hempel, C.G. & Oppenheim, P. 1948: "Studies in the Logic of Explanation," 12 *Philosophy of Science* 135.
- クニス 1994 [原書 1988]: 「人間の科学——マックス・ヴェーバーとドイツ歴史学派経済学」 W・J・モムゼンほか編著『マックス・ヴェーバーとその同時代人群像』 (鈴木広ほか監訳) (三ノルザ書屋) 一八頁 (佐部幸隆訳) [*Max Weber und seine Zeitgenossen*, hrsg. von W.J. Mommsen usw. (Vandenhoeck & Ruprecht).]
- パーソンズ 1974 [原書 1937]: 『社会的行為の構造 第四分冊 マックス・ウェーバー』 (福上毅・厚東洋輔訳) (大鐘社) [Parsons, T., *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to A Group of Recent European Writers* (M.Hill), 473-639.]
- ポパー 1961 [原書 1960]: 『歴史主義の貧困——社会科学の方法と実践』 (久野収・市井三郎訳) (中央公論社) [Popper, K.R., *The Poverty of Historicism*, revised ed. (Routledge & Kegan Paul).]

- Weber, M. 1988a [初出 1903 ~ 1906]: “Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, hrsg.von J.Winckelmann, 7.Aufl. (J.C.B.Mohr (Paul Siebeck)). (ウエーバー『ロッシヤールとクニース』(松井秀親訳)(未来社・一九八八年))
- 1988b [初出 1904]: “Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, hrsg.von J.Winckelmann, 7.Aufl. (J.C.B.Mohr (Paul Siebeck)). (ウエーバー『社会科学の方法』(祇園寺信彦・祇園寺則夫訳)(講談社学術文庫・一九九四年))
- 1988c [初出 1905]: “Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, hrsg.von J.Winckelmann, 7.Aufl. (J.C.B.Mohr (Paul Siebeck)). (“文化科学の論理学の領域における批判的研究”マイヤー／ヴェーバー『歴史は科学か』(森岡弘道訳)(みすず書房・一九六五年) 九九頁)
- 1988d [初出 1913]: “Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, hrsg.von J.Winckelmann, 7.Aufl. (J.C.B.Mohr (Paul Siebeck)). (ウエーバー『理解社会学のカテゴリー』(林道義訳)(岩波文庫・一九六八年))
- 1988e [初出 1922]: “Soziologische Grundbegriffe,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, hrsg.von J.Winckelmann, 7.Aufl. (J.C.B.Mohr (Paul Siebeck)). (ウエーバー『社会学の根本概念』(清水幾太郎訳)(岩波文庫・一九七二年))
- ウリクト 1984 [原書 1971]: 『説明と理解』(丸山高司・木岡伸夫訳)(産業図書) [Wright, G.H.v., *Explanation and Understanding* (Cornell University Press.)]

* 本稿は、一九九一年度および一九九二年度の文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果を発展させた北海道大学審査博士(法学)学位論文(一九九六年六月二八日授与)に基づくものである。